

佐賀市とハローワーク佐賀との業務の 「一体的実施」に係る提案

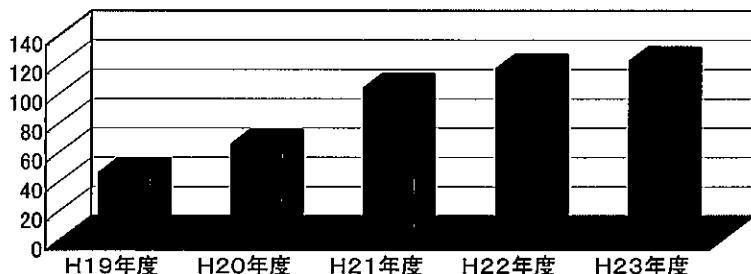
【佐賀市】

1 提案の背景

(1)生活保護受給者が急増

○生活保護相談件数の推移

【月平均の相談延べ件数の推移】



	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
相談件数	553	788	1,248	1,407	734
月平均	46	66	104	117	122
平成19年度比	100.0	142.5	225.7	254.4	

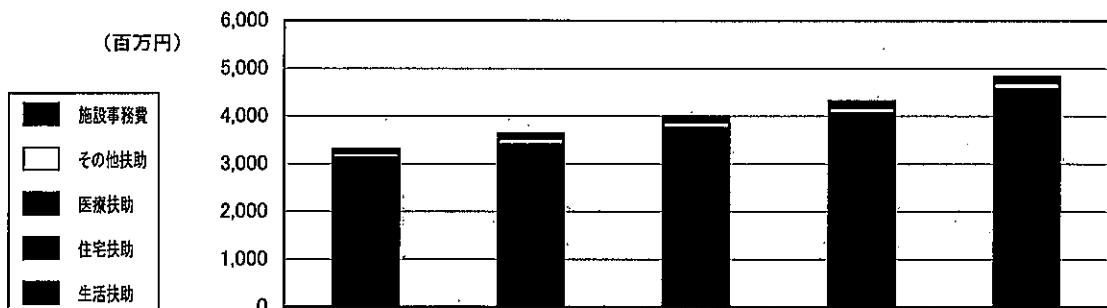
(H23年度は9月まで)

○生活保護世帯数の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
被保護世帯数 (年間平均)	1,369	1,481	1,645	1,863	2,083
平成19年度比	100.0	108.2	120.2	136.1	

(停止世帯を含まず。H23年度は9月まで)

○生活保護費の推移



	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
生活保護費	3,313	3,632	3,990	4,311	4,830
平成19年度比	100.0	109.6	120.4	130.1	

各年度決算(平成23年度は決算見込)

(2)住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当受給者の支援対象者に対する就労支援が不十分

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
住宅手当 総支給額(千円)			4,025	11,526	9,240
受給者数 年間延べ人数			136	335	268
月平均受給者数			22.7	55.8	44.7

H21. 10～～H23. 9まで

平成21年10月のスタート時には、住宅確保就労支援員は1名のみ。増加した支援対象者の就労支援のため、平成23年4月から2名に増員

(3)母子・父子世帯の増加に伴う就労相談・支援対象者が増加

○児童扶養手当受給者数の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
受給者数(人)	2,215	2,243	2,307	2,543	2,621
平成19年度比	100.0	101.3	104.2	114.8	118.3

(各年度3月末現在、H23年度は9月末)

○就労希望者数(支援対象者)と就労に至った人数の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
支援対象者(年間)			88	96	42
就労に至った人数			46	60	20
就業率			52.3%	62.5%	47.6%
未就業者数			230	216	270

※H23年度は9月末現在

未就業者数のうち、H23年度は父子世帯27世帯を含む。また、本人の病気(40人)、家族介護(3人)、訓練受講・学生(15人)などにより就労の支援が必要のない者も含まれる。

○(こども課が対応する)母子・婦人相談での就労に関する相談の状況

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
就労相談の 年間延べ件数	506	302	350	483	202

※H23年度は9月末現在

(4)障がい者雇用の一般就労は厳しい状況

障がい者雇用に関する支援については、在宅者への支援と施設から地域へ移行する者への支援の2通り。

経済環境の厳しい現状において、施設等で訓練を受け地域移行する者の一般就労は大変厳しい。

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
施設からの 地域移行者数	28	16	9	22	3
福祉的就労達成者数	13	10	2	12	1
一般就労達成者数	11	4	3	4	0

※H23年度は9月末現在

2 これまでの取組と現状

- 生活保護受給者の中には、就労経験が乏しく不安定な職業経験しかないことから求職活動が困難な者、生活保護により生活維持が可能となったことで就労条件や仕事の内容にこだわりすぎる者、就労しても安易な理由により短期間で仕事を辞めてしまう者などが見受けられる状況にあり、根気強い継続的な就労支援が必要とされる。
- 生活保護受給者の増加に伴い、ケースワーク業務が多忙となり、十分な就労支援が行えない。
- 第二のセーフティーネットとして、平成21年10月から「住宅手当緊急特別措置事業」が始まり、住宅手当を受給する者が多く、支援員によるきめ細かな支援が行えない。
- 母子世帯の増加に伴って未就業者が増加し、母子自立支援プログラム策定員による就労支援を行っているが、求人情報の迅速な状況把握ができていない。
また、母子相談・婦人相談で就労に関する相談が増加しているが、ハローワークでの求職活動を助言するに留まっている。
- 障がい者の就労機会が減少している現状において、一般就労を希望する障がい者がやむなく福祉的就労をするケースが増えており、障がい者の労働意欲の減退や能力の維持を難しくすることなどが懸念される。

これまでの取組

- 平成18年7月～……障がい者の一般就労及び福祉的就労を支援するために就労相談員2名を配置
〔障がい福祉課〕
- 平成20年4月～……生活保護受給者の就労支援のために就労相談員を配置し、ケースワーカーと連携(平成23年4月から2名に増員)
〔保護課〕
- 平成21年4月～……母子世帯の自立・就労を支援するために母子自立支援プログラム策定員1名を配置
〔福祉総務課〕
- 平成21年10月～…住宅を喪失、又はその恐れのある者に対して、就労支援を行うための住宅確保就労支援員1名を配置
(平成23年4月から2名に増員)
〔保護課〕



- 平成23年6月「福祉から就労」支援事業に関する協定締結

佐賀公共職業安定所と佐賀市福祉事務所の間で協定を締結し、一体的な取組を実施

支援強化のための更なる課題

課題1 求人情報の迅速な把握が必要。

課題2 就労相談員・支援員によるハローワークへの紹介だけではなく、同行するなど、きめ細やかな支援と支援対象者の就労への意欲高揚が必要。

課題3 支援対象者の求職活動状況、面接結果の情報などについて、ハローワークと福祉事務所での迅速な情報の共有化が必要。

3 課題解決のための提案と効果

(1)「福祉から就労」支援事業に関する協定書に基づき、ハローワークとの連携を強化して更なる福祉の増進に努める。

福祉事務所内にハローワーク佐賀の相談員を配置し、求人情報検索機を設置する。

◎ハローワーク相談員を中心として、福祉事務所の相談員・支援員へ就労支援に係る情報の収集や研修を行い、支援の技術向上に努める。

◎ハローワーク相談員、福祉事務所ケースワーカー、就労相談員等との連携した一体的な取組により、支援対象者の状況に応じた職業紹介や相談・助言等を行う。

◎就職後も仕事の悩み等の相談対応を一体的に行い、離職者の抑制に努める。離職したものに対しても、継続して支援に当たる。

◎ハローワークにおけるセミナー・職業訓練・面接会等の情報を共有し、情報発信に努める。

(2) 佐賀市福祉事務所が、就労支援を一体的に行う体制の構築を図る。

- ◎ 福祉事務所内に就労支援を一体的に行う組織の設置を検討。
- ◎ 就労支援に係る福祉事務所内の調整及びハローワークとの調整のための総括職員の配置を検討。
- ◎ 「福祉総合案内所」において、就労支援の相談も受け付けられるよう、体制の整備を図り、ハローワークを隣接して設置。

(3) 庁内関係部との連携強化により就労機会の増加を図る。

- ◎ 一般的な就労だけではなく、福祉的就労(作業療法など)、ボランティアなどの機会の増大を図るため、経済部(工業振興課、商業振興課等)、建設部、農林水産部等と連携して取り組む。
- ◎ NPO、ボランティア団体、企業等に対して雇用機会の増大につながるような制度の創設を図る。

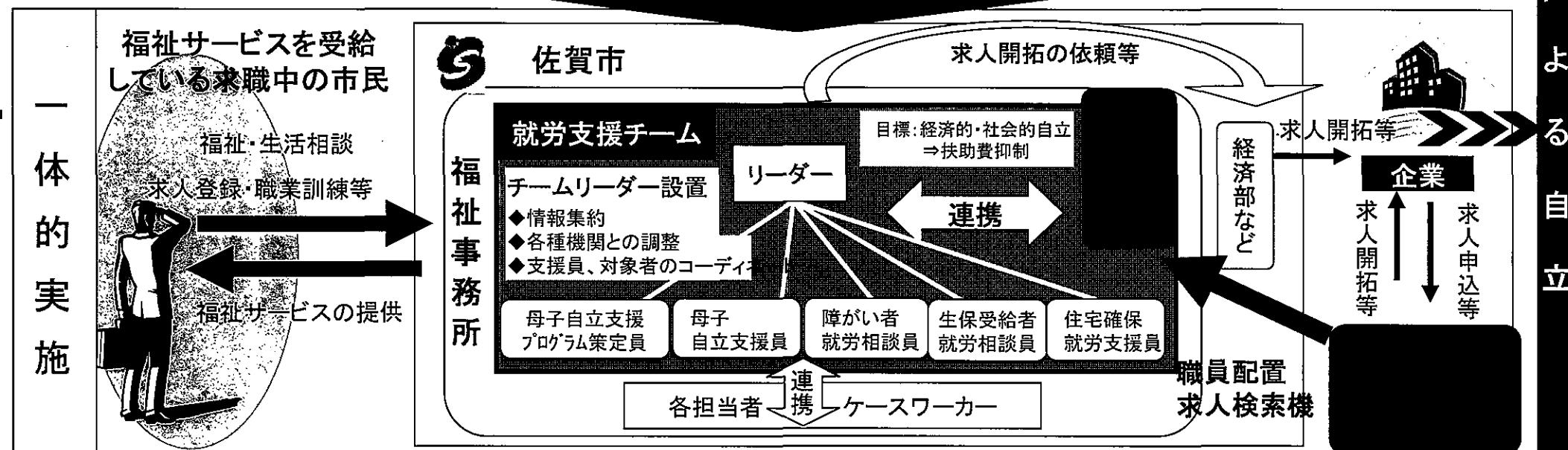
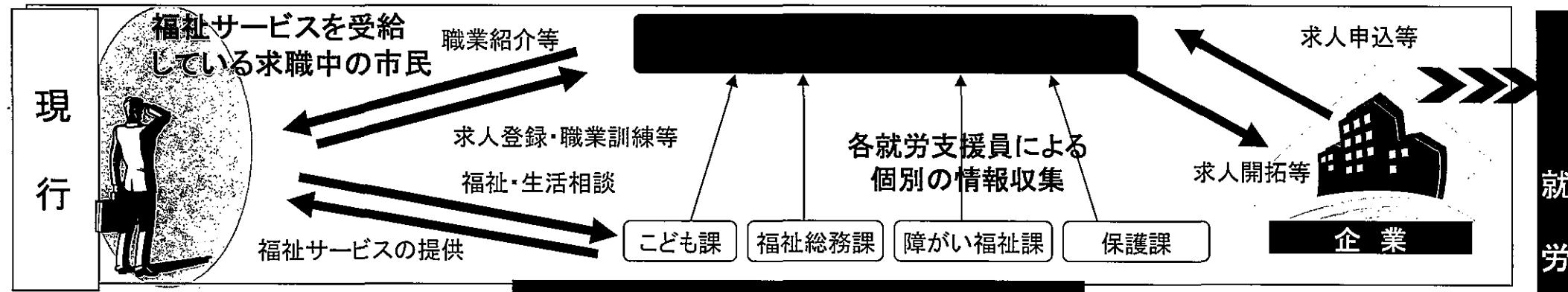
(4) 就労意欲喚起事業の取り組みを強化する。

- ◎ 生活保護受給世帯の中には、就労意欲に欠ける者、長い期間の求職活動で求職に対する熱意を失いつつある者、稼働能力に問題がある者等を対象として、ボランティア的な就労の機会を確保し、社会的な自立を促すための就労形態を構築していく。

効 果

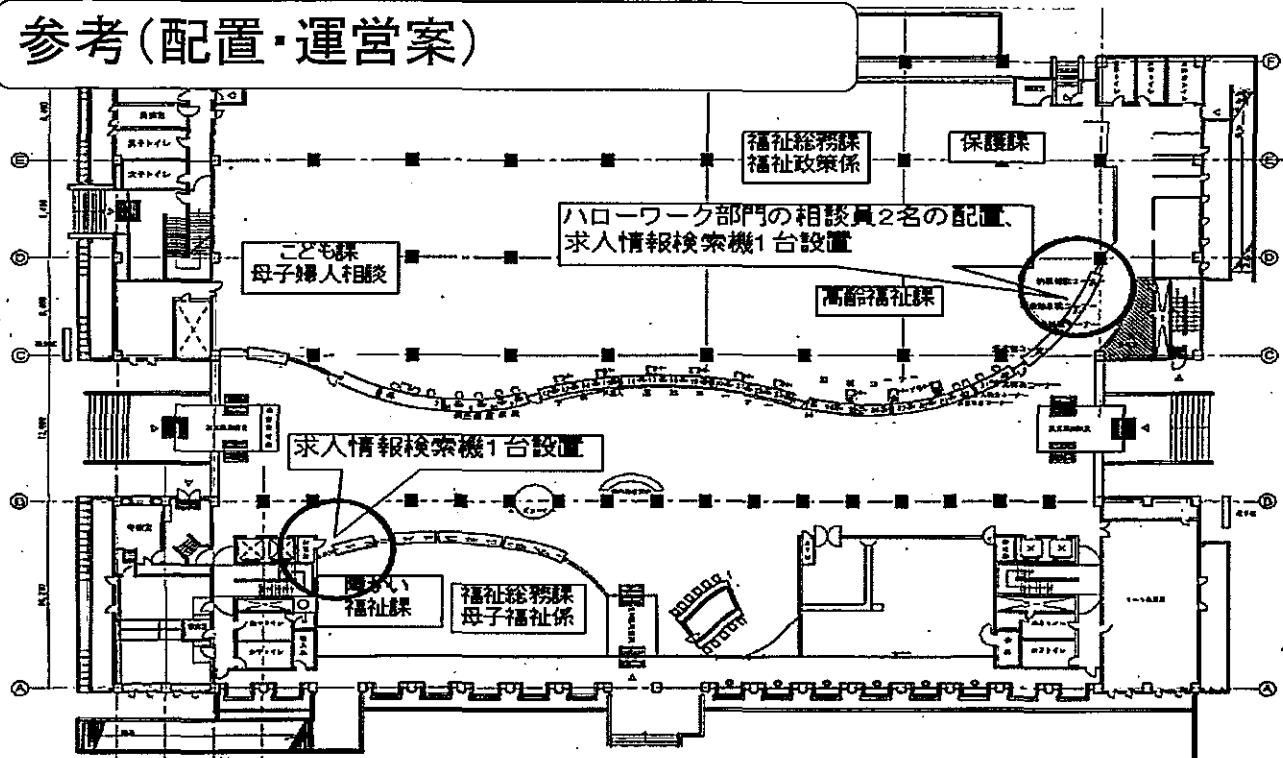
- 1 生活保護受給世帯の就労等による稼動収入増を理由とする経済的な自立達成者の増加
- 2 母子・父子世帯の就労等による稼動収入増を理由とする経済的な自立達成者の増加
- 3 障がい者世帯の福祉的就労又は一般就労に結びつく者の増加
- 4 障害者雇用率の上昇

佐賀市とハローワーク佐賀との一体的取組と効果



現行の課題	★★★	一体的取組みによる効果
<ol style="list-style-type: none"> 1. 求人情報の迅速な把握が困難。 2. ハローワークの紹介だけでは、支援対象者の意識改革につながらない。 3. ハローワークへの同行支援は、対象人数に対して限界がある。 4. 支援対象者に関する詳細な情報等の共有化について迅速さに欠ける。 	★★★	<ol style="list-style-type: none"> 1. 求人情報をタイムリーに情報共有でき、支援対象者に提供できる。 2. 支援対象者に迅速に対応することにより、求職活動への後押しを強化。 3. 福祉事務所内で完結するため、より多くの支援対象者に対応できる。 4. 情報の共有による一体的な取組によって、多面的なアプローチが可能。

参考(配置・運営案)



1. 支援対象者

- ・生活保護受給者(申請中の者を含む)、生活保護相談中の者
- ・住宅手当受給者及び申請者
- ・母子・父子家庭、婦人問題、障がい等で福祉事務所の相談員・支援員による就労支援を必要とする者

2. 面談・支援の方法

- ・ハローワーク相談員との面談は、予約制とする。
市の相談員・支援員を通じて面談の予約を事前に行うことを基本とする。
- ・支援対象者は、単独または市の相談員・支援員とともにハローワーク相談員と求職面談を行い、必要に応じて紹介状の交付を受ける。

3. ハローワーク相談員の配置及び求人情報検索機の設置

- ・保護課横(36番窓口)を間仕切りしたカウンターに個人面接のスペースを確保して2か所の面接コーナーを設置する。
- ・面接コーナーにハローワークの相談員2名を配置する。
- ・求人情報検索機(プリンター併設)を36番窓口に1セット、障がい福祉課、こども課、母子関係の支援対象者用として38番窓口に1セットを設置する。

4. 求人情報検索機で、求人情報を閲覧

- ・支援対象者は、単独又は市の担当者若しくは市の就労相談員・支援員と同席で、求人情報検索機により、求人情報を閲覧することができる。

5. ハローワーク相談員との情報共有化を図り、就労支援に活用

- ・支援対象者の面接結果等について、市の相談員・支援員とハローワーク相談員とで情報を共有し、その後の就労支援に活用する。

※佐賀市では、庁舎の耐震補強工事や分庁を計画中であり、現在は手狭な状況で福祉事務所機能が分散している。このため、現状で可能なスペースを模索した結果、上記のような配置を想定している。今後の庁舎整備の中で、相談室・事務スペース等については、再検討の余地ありと考えている。